

手続案内 詳細説明

■ 手続名称

食品営業許可申請事項の変更届（食品衛生法）

■ 届出者

許可営業者

■ 届出対象となる変更事項、届出時期及び添付書類

次の表に掲げる各事項に変更が生じた場合は、該当する届出時期に、該当する添付書類を添えて「変更届」を提出してください。

※ 代理者が届出を行う場合は、届出者が代理人に手続きを委任する旨の「委任状」（様式は問いません）を添付してください。

添付書類は、「必須」とあるものは必ず提出し、「任意」とあるものは審査者（＝福岡県各保健福祉（環境）事務所保健衛生課職員）の求めに応じて、提出してください。

事項	添付書類	届出時期	必須／任意
営業者（＝食品営業許可申請者）の住所、氏名 ※ 法人の場合は、法人名、主たる事務所の所在地、代表者氏名	変更の事実が確認できる書類 ※例えば、運転免許証（写）、保険証（写）、戸籍謄本（写）、住民票（写）、登記事項証明書（写）等	変更後、速やかに	任意
相続により営業許可の承継を届け出た者の住所、氏名、被相続人との続柄 ※ 法人の場合は、合併により営業許可の承継を届け出た法人又は分割により営業許可の承継を届け出た法人の法人名、主たる事務所の所在地、代表者氏名			必須
営業施設の名称、屋号又は商号			
営業施設・設備の増改築	変更後の施設・設備の平面図 ※大幅な増改築は、新たに営業許可を要する場合がありますので、必ず事前に管轄事務所にお問い合わせ下さい。		
飲食店営業の許可を受けた場合における「業態」 ^{注)}		変更後、速やかに	

事項	添付書類	届出時期	必須／任意
飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の許可を受けた者が、新たに生食用食肉の加工又は調理を行う場合における「生食用食肉に関する事項」 ※「生食用食肉に関する事項」とは「生食用食肉の加工又は調理の有無」「加工を行う場合、原料肉の仕入先、加工の方法」「調理を行う場合、生食用食肉の仕入先」「生食用食肉取扱者の氏名及びその資格」を指します。	生食用食肉取扱者の資格を証する書類	変更する前に、あらかじめ	任意
飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の許可を受けた者であって、生食用食肉の加工を行う者が、原料肉の仕入先又は加工の方法を変更する場合、「原料肉の仕入先又は加工の方法」及び調理を行う者が、生食用食肉の仕入先を変更する場合、「生食用食肉の仕入先」			
飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の許可を受けた者であって、生食用食肉の調理を行う者が、原料肉の仕入先又は加工の方法を変更する場合、「原料肉の仕入先又は加工の方法」			
飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の許可を受けた者であって、生食用食肉の加工又は調理を行う者が、生食用食肉取扱者を変更する場合、「生食用食肉取扱者の氏名及びその資格」	生食用食肉取扱者の資格を証する書類	変更後、速やかに	任意
製造業の許可を受けた場合における、製造品目、原材料、配合分量、製造方法		変更する前に、あらかじめ	

注) 飲食店営業の許可を受けた場合、「飲食店営業(弁当)」等と許可通知書に記載されていますが、括弧()の中身を業態と呼びます(上記例では「弁当」が業態です)。

■ 問い合わせ・受付窓口

営業施設所在地を管轄する福岡県各保健福祉(環境)事務所保健衛生課へお問い合わせ、届出を行ってください。

なお、営業施設所在地が北九州市、福岡市、久留米市内に所在する場合は、各市の食品衛生担当部署へ届け出てください。(詳しくは、各市の食品衛生担当部署にお尋ねください。)